

(陳受26第8号)

学童クラブの時間延長制度導入に関する陳情

受理年月日

平成26年11月27日

陳情者

内富 素子 ほか129名

陳情の要旨

武蔵野市学童クラブの平日の育成時間は午後6時までだが、市内保育園の保育時間と同等の午後7時15分、あるいは近隣自治体（三鷹市、小金井市、練馬区等）と同等の午後7時までの時間延長制度を実施していただきたい。

首都圏の通勤事情を踏まえれば、武蔵野市内の学童クラブの近隣に勤務しているなどのごくまれなケースを除き、会社で定められた定時まで就労した後に、午後6時までに帰宅することが困難であることは自明である。そのため、ベビーシッターを雇用したり、学童から習い事に通わせたりして対応しているケースが多く、誘拐や交通事故などのリスクがある上に、家計に経済的負担を強いている。午後6時までに帰宅するために労働時間を縮減することにもつながり、政府が推進する男女共同参画の精神にも反する（学童の時間を保育園程度とすることについて、政府の男女共同参画推進連携会議「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会検討状況報告書」（平成13年4月）等）。